

令和 7 年度
ちやたんニライセンター生涯学習プラザ

施設使用団体登録説明資料

申請書提出期間：令和 7 年 2 月 1 7 日（月）～ 3 月 1 4 日（金）
（土日・祝日を除く、午前 9 時～午後 5 時）

受付場所：ちやたんニライセンター
生涯学習プラザ（事務所）



生涯学習マスコットキャラクター
マナビィ

1 生涯学習プラザ施設使用団体登録制度について

(1) 目的

北谷町生涯学習プラザでは、北谷町を拠点として定期的かつ継続的に学習活動を行っている団体の自主的で健全な活動等を支援するため登録制度を設けています。

(そのため、社会教育団体に準じて使用料の7割減額をしています。)

→ 青年会、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト等

- ・お互いに学びあい、技術や知識を得るだけではなく、楽しい仲間づくりにつながるような活動
- ・学習成果を地域に還元したり、生涯学習プラザ事業やボランティア活動に積極的に協力できる活動

皆さんの活動で培った技術や技能、知識等が地域や社会に還元され、地域社会を元気にするパワーになります。



(2) 登録要件

- ① 構成員（指導者及び講師を除く。）が**10人以上**
(6割以上が町内に在住又は在勤若しくは在学する者であること。)
- ② **町内に在住する成人を代表者**とし、規約又は会則に基づく自主的な会であること。
- ③ **入会及び退会が容易**であること。
- ④ 会費が1ヶ月当たり概ね**3,000円**を超えないこと。
- ⑤ 塾、各種教室その他講師が中心となり活動している**私塾化した団体でない**こと。
- ⑥ **営利を目的とした事業又はそれに類する行為を行っていない**こと。
- ⑦ 特定の政党の利害に関する**政治活動を行っていない**こと。
- ⑧ 特定の宗教を支持又は支援する**宗教活動を行っていない**こと。

(3) 登録申請及び認定（年度当初に登録申請しない団体は、一般扱いとなります。）

- ① 北谷町生涯学習プラザ施設使用団体登録申請書（第1号様式）
- ② 規約又は会則（一度作成すれば、毎年新しくする必要はありません。）
- ③ 会員名簿
→ 北谷町生涯学習プラザ施設使用登録団体一覧表に登録し、公表します。

※ **提出期限**： 令和7年2月17日（月）～3月14日（金）

(4) 登録の有効期間

登録のあった年度の年度末（**3月31日**）まで（毎年度申請し、更新）

(5) 登録内容の変更等

解散したとき又は登録事項に変更が生じたときは、速やかに届出をお願いします。

(6) 指導者

指導者は、登録団体が依頼します。指導者への謝礼金は、原則無償（ボランティア）としますが、謝礼金を支払う場合は、町が主催する講座の講師謝礼金の額を上回らないように注意してください。

- ※ 1時間 3,500円以内（交通費も含む。）で2時間を限度とする。
2時間を超える時は、3,500円の半額を加算する。（北谷町報償費基準表より抜粋）

※ 注意！ 高額な謝礼金を要する指導者の場合は、民間の施設をご利用ください。

（７）定期的使用

週2回以内で、かつ、プラザの1施設につき3時間以内の使用とする。

ただし、館長が認めた場合はその限りではない。

（８）町の事業の優先等

北谷町及び北谷町教育委員会（以下「町」という。）が主催又は共催する事業が登録団体の活動日等と重複する場合は、町の事業を優先させていただきます。

また、施設のメンテナンスによる利用の制限をお願いする場合もございます。

（９）登録の取り消し

- ① 登録団体が、虚偽の申請により登録をした場合
- ② 登録要件を欠いた場合
- ③ 登録団体より登録取り消しの申出があった場合
- ④ その他、登録団体としてふさわしくない行為があった場合

（目的外使用その他、法令等に違反し、又は社会秩序を乱す恐れ）



（10）生涯学習プラザ施設使用団体登録を行うことのメリット

- ① 一般の方より優先され、部屋、時間等のある程度固定化して使用できます。
- ② 印刷機を利用できます。（印刷機のご利用には予約が必要です。）
- ③ 生涯学習まつり出演等、活動発表の場ができます。
- ④ 連絡通信用ボックス・郵便箱が使用できます。（納付書や許可書類等）



・ 5月と11月の冷房使用料について

5月と11月は、使用した時間数の使用料を後日、請求いたします。
（空調設備の調整期間であり、全館稼動ではない為）

・ 附属設備使用料について

申請書に記載すること。（電源使用料コンセント1口4時間以内 100円）

・ 類似活動団体の登録と会員について

サークル活動日の確保を行うことを目的に、同じような活動内容、ほぼ同じメンバーで複数登録することは、利用者の公平な利用機会を制限することになるので慎むようお願いいたします。

・ 備品・物品等の置きっぱなしの禁止

サークルの所有物（楽器、食器類など）を、ニライセンター内に置くことはできません。（万一、紛失や破損等があっても一切責任を負いません。）

生涯学習プラザの施設使用申し込みについて

電話又は窓口で空き状況を確認

【受付期間】

- 生涯学習館(セミナー室等)：使用日の属する 3ヶ月前から使用日の7日前まで
※7日前とは、使用する日の平日7日前(原則、土日・祝日・年末年始休暇を除く。)
※下記キャンセルの3日前までの例を参照のこと。

窓口で申請書を記入し、提出する

【受付時間】午前9時から午後5時15分まで(申請順の優先)

予約は受付順となっており、使用する日の平日7日前(原則、土日・祝日・年末年始休暇を除く。)までに申請書の提出が必要です。

※ 夜間、休日等に警備員へお預けした場合、正式な受付は、担当が部屋の空き状況を確認してからとなります。

※ 代表者名の記載誤りに注意 ※

使用料の支払いは、使用する日の平日3日前(原則、土日・祝日・年末年始を除く。)までに！

※プラザ発行の「納付書」を銀行窓口にてお支払い下さい。

施設使用 ～

鍵の受け渡しは、利用開始時間の5分前(前に利用している団体がある場合は、利用開始時間)からお渡しします。



取り消し申請書を提出する

電話によるキャンセルは、トラブル発生の原因となっていますので固くお断りします。

(特に夜間、休日等の警備員への直接又は電話による伝言)

キャンセルの受付

○生涯学習館(セミナー室等)：使用日の平日3日前までに

◇キャンセルする場合、生涯学習館においては、使用する日の平日3日前(原則、土日・祝日・年末年始を除く。)までに、「使用取下げ届・還付申請書・銀行口座(写)」の提出。平日3日前以降のキャンセルは、使用料の還付がありません。

(例:生涯学習館のキャンセルの場合)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
4 日 前	3 日 前	2 日 前	1 日 前	使用 日

使用する日の平日3日前まで
(4日前)のキャンセル
使用料の半額を払い戻し

使用する日の平日3日前以降にキャンセル
使用料の払い戻し無し

※キャンセルの場合は、「使用取下げ届・還付申請書・銀行口座(写)」の提出も必要になります。

3 生涯学習館（セミナー室・講座室等）使用の心得

使用許可された時間は、準備・後片付けの時間を含みます。
施設及び付属設備等の使用に当たっては、担当職員の指示に従ってください。

使用料について

- 使用申請書を提出すると使用料の支払い義務が生じますので、申請は確実な日程と時間の調整後に提出してください。
- 施設使用料の支払いは、前納となっていますので、お守りください。
- すでに納めた使用料は、条例で定めた事由以外ではお返しできません。
(ちやたんニライセンターの設置及び管理に関する条例第 17 条：すでに納入された使用料は還付しない)
- 3日前迄のキャンセルは→5割を還付。過ぎると還付できません。
(北谷町生涯学習プラザ管理規則第 14 条：生涯学習館を使用する日の 3 日前までに使用を取り下げる届出があった場合 使用料の 5 割)
- セミナー室等利用時間は、準備及び片付けを含む時間をご利用をお願いします。
- セミナー室等の鍵は、利用開始時間の 5 分前（前に利用している団体がある場合は、利用開始時間）からお渡しします。また、終了時間までにはお返しください。
(電気・冷房ともコンピュータ管理のため、前後の合計時間が 30 分を過ぎると 1 時間分の料金が発生します。)
- 部屋の冷房を予約なしで使用すると精算払いとなり、後日納付書を発行します。

禁止事項

- 使用許可の権利を他の人に譲ることや転貸することはできません。また貸し厳禁！
 - 許可なく器具等を所定の場所以外に持ち出しすること、壁や柱等に張り紙・立て看板を設置することはできません。
 - 部屋の定員を超える人員の入場はできません。
 - セミナー室等での飲食・喫煙・火気の使用は禁止です。
 - 館内で他の人に迷惑をかける行為を禁止します。(騒音・怒声・罵声・暴力等)
- 管理規則第 14 条

お願い

- 建物・付属設備などを破損、汚損又は滅失したときは、その損害相当額を弁償していただきます。(施設・備品は、大切に利用してください。)
- 使用者が搬入した器具及び物品などは、使用者が責任をもって管理してください。
- 使用後は、使用前の状態に戻してください。
(机・イスの片付け、電気・冷房の消し忘れに注意)
- 使用後の消毒をお願いいたします。

*** 不明な点やお気付きの点は、遠慮なく学習プラザ職員までお申し出ください。***



ちやたんニライセンター施設概要（団体活動向けの部屋等）

※各部屋の定員の範囲内でご利用ください。（机・椅子の移動はできません。）

	部屋名称	定員 (人)	面積(m ²)	内 容
2 階	セミナー 1	19	48.89	会議、サークル活動等の学習スペース
	セミナー 2	28	56.71	
	セミナー 3	28	146.03	運動等の利用スペース（板張り） 鏡張りなのでダンスや踊りに適している。
	セミナー 4	25	56.00	会議、サークル活動等の学習スペース
	セミナー 5	28	59.70	※貸し出し不可 （ハンズオンNPOが使用）
	セミナー 6	28	57.05	会議、サークル活動等の学習スペース
	セミナー 7	28	57.05	
	セミナー 8	28	56.23	
ホ ー ル	カナイホール	360	862.84	移動式観覧席を装備し、多目的に使用可能 飲食可（平場の場合のみ） （ホール 497.926 m ² ・ 舞台 109.440 m ² ）
	練習室	26	84.39	ピアノ設置
地 下	講座室 1	37	64.80	講座、会議等を使用（原則貸出不可） 講座室 1 から 3 までのそれぞれ間仕切り を取り使用することが可能。
	講座室 2	37	64.80	
	講座室 3	21	41.40	ピアノ設置（原則貸出不可）
	和室 1	12	41.85	襖を開け 1・2 使用可能
	和室 2	16	58.49	茶道用電気釜設置
	調理室	19	57.29	電気調理器具設置（火の使用不可）
	工芸室	20	55.98	陶芸使用（電気窯あり）
	工作室	40	64.80	※貸し出し不可
	マルチメディア工房	10	55.65	※貸し出し不可（講座に使用します。）